

(171018)

## 一般社団法人日本音響家協会第 69 回理事会 議事録

1、開催日：2017 年 10 月 14 日（木）～10 月 18 日（月）

2、開催場所：電磁的方法による。

### 3、出席者

出席理事（理事数 12 名、定足数 12 名、出席者数 12 名）：八板富榮（議長）、深尾康史、高崎利成、丹羽功、網野岳俊、糸日谷智孝、加藤りな、金子彰宏、高橋裕道、坪田栄蔵、竹部健太、鷹栖了

出席監事：三好直樹

### 5、議事概要

電磁的方法なので全員出席となる。

### 6、審議事項

第一号議案 第68回理事会で議決した正会員昇進の新案に伴う定款細則の変更案別添案のとおり変更することを承認した。

この審議は、2017 年 10 月 18 日をもって終了した。

上記の決議を明確にするため、代表理事と監事を記名し押印する。

2017 年 10 月 18 日

代表理事（会長） 八 板 富 榮 印

代表理事（副会長） 深 尾 康 史 印

代表理事（副会長） 高 崎 利 成 印

代表理事（副会長） 丹 羽 功 印

監 事 三 好 直 樹 印

## 定款施行細則改定

### ○準会員昇格に関する改定

現行	改定
<p>(正会員への昇格)</p> <p>第33条 準会員が正会員に昇格するときは、定款第8条第3項に定めるレポート(以下、昇格レポートという)の提出又は本協会の技能認定資格を取得して理事会の昇格審査を受けなければならぬい。</p>	<p>(正会員への昇格)</p> <p>第33条 定款第8条第3項に定める準会員が正会員に昇格するための所定のレポート(以下、昇格レポートという)は次のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 音響に関する題材であれば、書式、内容、分量等は自由とする。</li> <li>(2) 本人の著作であって、すでに機関紙又は同人誌、雑誌、書籍等に掲載した論文等の写しの提出により前項の昇格レポートに代えることができる。</li> </ul> <p>2 入会後7年を経過した準会員は、本協会への要望等を記した昇格申請書を提出することで昇格レポートに代えることができる。</p> <p>3 当協会が主管する音響技術者資格認定制度の認定資格を取得している場合は、昇格レポートを免除して昇格審査を受けることができる。</p>
<p>(昇格審査)</p> <p>第34条 昇格審査は、原則として毎年3月期と9月期に開催する定時理事会で行う。</p>	<p>(昇格レポートの提出先等)</p> <p>第34条 昇格レポートの提出先は、所属する支部の連絡事務所とする。</p> <p>2 支部長は、受け付けた昇格レポートを遅滞なく昇格審査担当理事に転送するものとする。</p> <p>3 昇格審査担当理事は、取扱い基準に則り遅滞なく処理するものとする。</p>
<p>(昇格レポート及び技能認定資格)</p> <p>第35条 昇格レポートは、音響に関する題材であれば、書式、内容、分量等は自由とする。</p> <p>2 本人の著作であって、すでに機関紙又は同人誌、雑誌、書籍等に掲載した論文等の写しの提出により前項の昇格レポートに代えることができる。</p> <p>3 昇格レポートの提出を免除する技能認定資格は、当協会が主管する音響技術者資格認定制度の認定資格のうちの何れか一つとする。</p>	<p>(昇格審査)</p> <p>第35条 昇格審査は、定款第38条で開催する理事会で行う。</p>

現行	改定
(昇格レポートの提出先等) 第 36 条 昇格レポートの提出先は、所属する 支部の連絡事務所とする。 2 支部長は、受け付けた昇格レポー トを遅滞なく昇格審査担当理事 に転送するものとする。 3 昇格審査担当理事は、取扱い基準 に則り遅滞なく処理するものと する。	第 36 条 削除